

各種証明書の交付請求の際には 窓口に来た人の身分証明書が必要になります

本人なりすましによる住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付請求を防止し、あわせて市民の個人情報保護のために、証明書の交付請求時において、身分証明書の提示を求めることによる本人確認を実施します。

市民の皆さんのご協力をお願いします。

本人確認の実施日 4月2日(月)から

証明書交付請求の際の本人確認

○対象となる証明書

・住民基本台帳関係

住民票の写し、除票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票など

・戸籍簿関係

戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、受理証明書など

・税務証明関係

市県民税関係証明、固定資産税関係証明、納税証明など

・その他

外国人登録原票記載事項証明書、身分(身元)証明書など

本人確認の方法

交付請求をする人(窓口に来る人)について、身分証明書の提示をしていただきます。

何もお持ちでない人は、窓口で口頭により聞き取りおよび告知書の送付をさせていただきます。

本人確認に必要な書類

①運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど官公署発行の顔写真付の身分証明書

②健康保険の被保険者証、年金証書(手帳)、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書、写真のある社員証および学生証またはこれらと同等のものを2点

③上記②のものを1点の場合、口頭での聞き取りにより確認をさせていただきます

④上記①、②をお持ちでない人は、口頭での聞き取りおよび告知書を送付させていただきます

問い合わせ先 市民課市民年金係 または各総合支所民生課市民係



平成19・20年度に菊池市が発注する物品等(工事・委託関係は除く)に関する入札参加資格審査申請の受付を行います

平成19年度から「物品等指名願い」の提出が必要となります。菊池市が発注する物品等に関する入札に参加を希望する場合は、指名願いの提出が必要です。

申請書の受付など

提出方法 持参または郵送

受付期間(土・日を除く)

4月2日(月)～4月27日(金)

※郵送分も期限内必着をお願いします。

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～5時

受付場所 菊池市役所財政課管財係(本庁2階)

郵送先 〒861-1392

菊池市限府 888番地 菊池市役所財政課管財係

申請の有効期間

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

※有効期間は原則2年間ですが、必要が生じた場合は、延期または短縮を行なうことがあります。

申請書および申請の手引き等の配布場所

菊池市役所財政課および各総合支所総務振興課に置いてあります。または、菊池市ホームページ(<http://www.city.kikuchi.kumamoto.jp>)からダウンロードしてください。できるだけホームページからのダウンロードにご協力ください。

提出書類の一覧や記入方法などを記した「申請の手引き」および「作成要領」をよくご覧の上、記入してください。

その他 申請後の審査で、菊池市工事入札参加者格付要綱を準用しますので、申請者が第2条および第3条に該当する場合は、欠格および除外となりますので、十分ご注意ください。

第2条および第3条の条文は、菊池市ホームページから確認できます。

問い合わせ先 財政課管財係

制度	法定後見制度			任意後見制度
	後見制度	保佐制度	補助制度	
対象者	住所・氏名・年齢などが分からず財産管理ができない人	住所・氏名・年齢等が分かるが複雑な計算や判断ができない人	生活に重大な問題はないが契約内容の理解や財産管理に不安がある人	判断能力がある人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
権利	本人が行うすべての法律行為。日常生活に関する行為(日用品の購入など)は除きます	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為。また、本人が行った重要な法律行為に関する取り消し	本人の同意を得た上で、本人が選択して家庭裁判所が定めた範囲の法律行為	本人との契約で定めた行為

成年後見制度を ご存知ですか

シリーズ③ こんにちは「地域包括支援センター」です

●成年後見制度ってどんな制度ですか?

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人に預貯金の管理など(財産管理)や日常生活での様々な契約など(身上監護)を、支援していく制度です。

○財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

○身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約などの支援。

●具体的にはどんな支援が受けられますか?

支援する人が利用者本人に代わって契約などを行ったり(代理権)、本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消す(同意権・取消権)など、本人を保護し、援助を行います。

○代理権

本人に代わって必要な契約などができます。介護サービスの契約や費用の支払いを行います。また、預貯金の管理など、財産の管理を行います。

○同意権・取消権

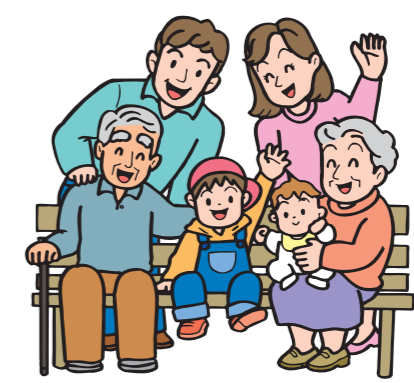
契約などの法律行為がある場合、支援者の同意が必要になります。判断能力が衰えていることにつけてまれ、不必要なものを買わされてしまった場合、支援者の同意がなく契約してしまつた場合、その契約を取り消すことができます。

●利用者の状態によって受けられる支援は違うのですか?

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があり、さらに、法定後見制度は利用する人の判断能力に応じて3つの制度にわけられています。

○法定後見制度

利用者の判断能力に応じて、後見人などが支援する制度です。後見人などは親族や知人、弁護士など本人の事情によって選任されます。



悪質商法などの被害が心配、お金の管理や契約に自信がないなど、皆さんの「不安」を「安心」に変える成年後見制度を紹介いたします。

●費用はどのくらいかかるのですか?

法定後見制度の場合、収入印紙、登記印紙、郵便切手など裁判所に審判を請求する手数料、利用者本人の判断能力を確認するための医師の鑑定や診断などで、10万円前後の費用がかかります。

●成年後見人等の役割は何ですか?

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

○任意後見制度

判断能力のある人でも、将来に不安を感じるなどの理由から、あらかじめ契約できます。判断能力が不十分になった際、保護・支援が始まります。

●成年後見制度を利用したいときはどうすればよいのですか?

本人の住所地にある家庭裁判所に申立てをします。
○申立てのできる人
本人、配偶者、四親等内の親族、市長(身寄りのない高齢者の場合など)、検察官など

問い合わせ先

地域包括支援センター
※相談や手続きの助言、関係機関への紹介を行います。お気軽にご相談ください。